

問 指定ごみ袋の使いやすさについて、あてはまるものはどれですか。

項目	人数(人)	比率(%)
使いやすい	119	25.2
ふつう	260	55.1
使いにくい	45	9.5
未回答	48	10.2
計	472	100.0

- 使いにくい理由(複数回答可) 計49人
- ・値段が高い 6人
 - ・強度が弱い 25人
 - ・サイズが大きすぎるまたは小さすぎる 8人
 - ・形が悪い(取って部等) 7人
 - ・その他(色合いが悪い等) 2人
 - ・未回答 1人

※「使いやすい」または「ふつう」と回答した人は全体の約80%を占めています。「使いにくい」と回答した人が9.5%でした。

アンケート結果の全文は那須町のホームページに掲載しています。詳細は、お問い合わせください。

■問合せ 環境課 ☎72-6916

問 指定ごみ袋制度導入および容器包装プラスチックの分別が実施されましたが、実施前に比べ、ごみの減量やリサイクルに対する関心は変わりましたか。

項目	人数(人)	比率(%)
以前より関心を持つようになった	190	40.3
以前から関心を持っている	100	21.2
ある程度関心を持っている	110	23.3
あまり関心を持っていない	16	3.4
まったく関心を持っていない	1	0.2
その他	6	1.3
未回答	49	10.3
計	472	100.0

※以前から関心を持つようになったと回答した人が190人、40.3%いました。



使用済小型家電 リサイクルの実証 事業を開始します

ご家庭で不要となった小型家電の回収ボックスによる回収を11月4日(火)から開始します。

■回収場所 役場本庁、伊王野支所、芦野支所、湯本支所、那須町文化センター、ゆめプラザ・那須、那須高原友愛の森(観光交流センター)、クリーンステーション那須

■対象品目 60cm×30cmの投入口に入る使用済小型家電(電子機器)

(例)携帯電話、パーソナルコンピュータ、デジタルカメラ、電子辞書など

※入らない小型家電はクリーンステーション那須へ直接搬入してください。

■その他 不燃用指定ごみ袋は使用する必要はありません。

■問合せ 環境課 ☎72-6916

ごみの野外焼却は法律で 禁止されています

家庭や事業者などから出たごみの野外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部の例外を除いて禁止されています。

家庭から出るごみは、ルールを守ってごみステーションに搬出するかクリーンステーション那須または広域クリーンセンター大田原に直接持ち込んでください。事業者から出るごみは、許可業者へ委託するかクリーンステーション那須または広域クリーンセンター大田原に直接持ち込むなどして適正に処理してください。

■法律で認められている焼却行為

○環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて環境大臣が定める方法により行う焼却(法定基準を満たす焼却炉を使用すること)

○風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(どんど焼きなど)

○農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(害虫防除のための芝焼きなど)

○たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(キャンプファイヤーなど)

※以上の場合であっても、周辺的生活環境への影響が認められる時には、改善指導の対象となり中止していただくこととなります。

■問合せ 環境課 ☎72-6916